要介護認定を受けるには

介護保険サービスを利用するためには要介護認定を受けるための申請が必要となります。要介護認定を受けるまで、サービス利用までの流れは次のとおりです。

相　　談

「要介護認定を受けたい、どんなサービスを使ったらいいかわからない」など、困ったことがある場合は、地域包括支援センターにご相談ください。

介護福祉課　介護支援係　　☎2-2171　内線　527・528・546

白糠町地域包括支援センター　☎2-2325（直通）

要介護認定の申請

役場の窓口に「要介護（要支援認定）」の申請をします。

介護福祉課　介護保険係　☎2-2171　内線　521・525

６５歳以上の方については介護保険被保険者証を持参してください。また紛失等により見当たらない場合は再交付の手続きをします。またかかりつけ医に医師の意見書を役場から依頼します。

認定調査

申請後、心身の状態を調べるために調査員が対象者の自宅、入院中であれば病院に訪問し聞き取り調査を行います。調査の内容をコンピューター判定します。

介護認定審査会

一次判定の結果と、主治医意見書（かかりつけ医）をもとに審査し介護を必要とする度合い（「要支援 1,2」「要介護 1～5」「非該当」）を決定します。

認定結果の通知

要介護認定区分が決まった後に、認定結果の通知と介護保険者証が届きます。(原則として申請から３０日以内に届きます)

担当ケアマネジャーの決定

介護保険サービスを受けるため担当のケアマネジャーがケアプランを作成します。

- 要支援 1,2 の方～地域包括支援センターまたは委託を受けた居宅介護支援事業所のケアマネジャー
- 要介護 1～5 の方～居宅介護支援事業所のケアマネジャー

契約及びサービス開始

利用を希望するサービス事業所と契約を行い、サービスの開始となります。

- 要支援 1,2 の方～介護予防サービス、総合事業のサービスを利用できます。
- 要介護 1～5 の方～介護保険サービスを利用できます。

※総合事業サービス詳細については 13 ページをご覧ください